

第二項及び第百一条第二項中「後見人」とあるのは「限定責任信託の受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人若しくは清算受託者」と、同規則第九条の六第一項中「第九条第一項及び第七項、第九条の四第一項並びに第九条の五第三項」とあるのは「限定責任信託登記規則第三条第一項及び第二項並びに同規則第八条において準用する第九条第七項、同規則の四第一項及び第九条の五第三項」と、同規則第二十二條第一項中「第九条第二項及び第九条の四第二項」とあるのは「第九条の四第二項」と、同規則第三十三條の三第三号中「管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「限定責任信託登記規則第三条第二項各号に掲げる者」と、同規則第五十條第一項中「商号」とあるのは「限定責任信託の名称」と、同規則第八十一條第一項第一号中「解散」とあるのは「終了」と、同規則第八十一條の二第一項、第二項第一号、第四項、第七項及び第九項中「会社の代表者」とあるのは「限定責任信託の受託者又は清算受託者」と、同条第一項中「役員（取締役、監査役、執行役、会計参与又は会計監査人をいう。以下この条において同じ。）又は清算人」とあるのは「限定責任信託の受託者、会計監査人又は清算受託者」と、同条第一項、第二項第二号及び第三号並びに第六項中「役員又は清算人」とあるのは「限定責任信託の受託者、会計監査人又は清算受託者」と、同条第二項第一号中「会社の商号及び本店の所在場所」とあるのは「限定責任信託の名称及び事務処理地」と、同条第七項及び第九項中「会社の登記簿」とあるのは「限定責任信託の登記簿」と、同条第十項中「清算人」とあるのは「清算受託者」と読み替えるものとする。

附 則
この省令は、信託法の施行の日から施行する。

附 則（平成二〇年八月一日法務省令第四九号）
この省令は、整備法の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二二年三月一六日法務省令第五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年八月二六日法務省令第二五号） 抄
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月八日法務省令第
七号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二十七年二月三日法務省令第
五号）抄
（施行期日）
1 この省令は、平成二十七年二月二十七日から
施行する。
附 則（平成二十七年九月二五日法務省令
第四二号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十七年十月五日から
施行する。
附 則（平成二八年三月二四日法務省令
第三号）
この省令は、平成二八年四月一日から施行
する。
附 則（平成二八年四月二〇日法務省令
第三二号）抄
（施行期日）
1 この省令は、平成二八年十月一日から施行
する。
附 則（令和三年一月二九日法務省令第
二号）抄
この省令は、会社法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則
第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年二月
十五日）から施行する。
附 則（令和四年八月三日法務省令第三
四号）抄
（施行期日）
1 この省令は、会社法の一部を改正する法律附
則第一条ただし書に規定する規定の施行の日
（令和四年九月一日）から施行する。
附 則（令和五年六月一二日法務省令第
三一号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（令和六年四月一六日法務省令第
二八号）
この省令は、令和六年十月一日から施行す
る。
附 則（令和六年四月二二日法務省令第
三二号）抄
（施行期日）
1 この省令は、令和六年六月二十四日から施行
する。ただし、第一条中不動産登記規則第三条

[illegible]